

補助第229号線（下石神井）の整備について

東京都は、西武新宿線と交差する補助第229号線について、令和6年3月に都市計画事業の認可を取得し、事業に着手しました。

西武新宿線の高架化により踏切が除却され、道路の整備を行うことで、交通の円滑化等が期待されます。

●計画平面図



西武新宿線沿線でまちづくりが進んでいます

～令和6年3月に上石神井駅周辺地区の地区計画を都市計画決定しました～

今後は、上石神井駅周辺地区における都市基盤の整備の進捗とともに、地区計画等の内容に合った新築や建替えが行われることで、地域の皆様と区が目指す新しい街並みが形成されていきます。



地区計画とは

～下石神井四丁目のまちづくりルールについての2・3ページをご覧ください～

地区の特色を活かし、より良好な街にしていくため、道路等の配置や、きめ細かい建物の建て方の「ルール=取り決め」を都市計画法に基づき定めるものです。

これにより、個々の建築に合わせて段階的にまちづくりが進み、目標とする街並みが実現します。

このルールは、新築や建替え時に適用され、既に建っている建物に対しては、利用形態を変更しなければ適用されません。



上井草駅周辺地区 （下石神井四丁目） まちづくりニュース

令和6（2024）年3月
【発行】練馬区 新宿線・外環沿線まちづくり課

西武新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）

連続立体交差事業、交通広場等の事業に着手しました

東京都や練馬区等は、西武新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）の連続立体交差事業、関連する側道および交通広場について、令和6年3月6日に都市計画事業の認可を取得し、事業に着手しました。引き続き、地域の皆様とともに、安全で快適なまちづくりを進めてまいります。

連続立体交差事業の概要

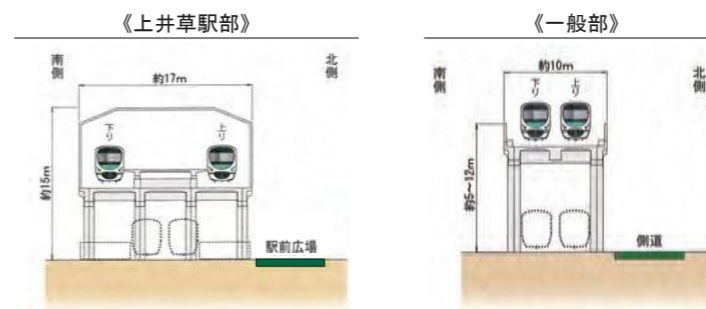
●平面図（上井草駅付近）



区間
井荻駅（杉並区上井草一丁目）～
西武柳沢駅（西東京市東伏見一丁目）
延長 約5.1 km
構造形式
高架式（嵩上式）および地表式
施行者 東京都

凡例
■ 鉄道（計画線）
■ 鉄道付属街路・特殊街路
■ 工事で使用の可能性がある範囲
凡例 ○ 現在線 ○ 計画線

●標準横断面図



上井草駅交通広場の概要



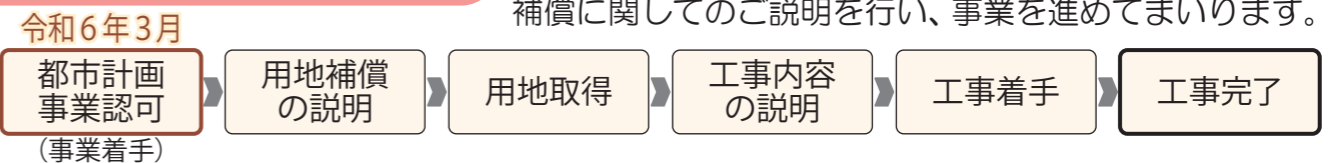
杉並区画街路第3号線
道路部分 延長118m、幅員15m、2車線
広場部分 2,804㎡
施行者 杉並区
※詳細は杉並区ホームページをご覧ください。

●側道の概要

都市高速鉄道西武鉄道新宿線付属街路第5号線（東鉄新付5）
延長 110m **幅員** 6m **施行者** 東京都

事業のスケジュールについて

今後は、関係者の皆様へ、事業概要および用地取得・補償に関してのご説明を行い、事業を進めてまいります。



各事業の詳細は区のホームページからご覧ください。 [上井草駅周辺地区のまちづくり](#)

お問合せ先

練馬区 都市整備部 新宿線・外環沿線まちづくり課

担当：山下・菅谷・市川・佐々木

☎ 176-8501 練馬区豊玉北6丁目12番1号
✉ EN-MACHI@city.nerima.tokyo.jp

☎ 03-5984-1058（直通）
FAX 03-5984-1226

事業に関するお問合せ先

鉄道の計画（連続立体交差事業）および側道について 都市整備部交通企画課：03-5984-1274

上井草駅周辺地区（下石神井四丁目）のまちづくりについて

令和3年度からまちづくり広場を開催し、地区の課題や話し合いの方法、まちづくりルールについて検討を進めています。
今号では、第4回まちづくり広場のアンケート結果をご報告します。

シールアンケート▶



<上井草駅周辺地区（下石神井四丁目）のまちづくりの経緯>



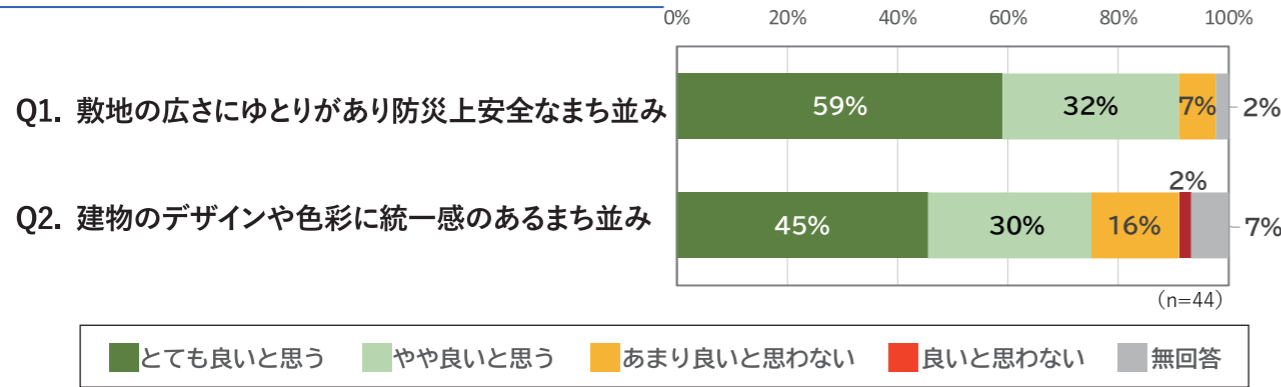
■第4回まちづくり広場のアンケート結果

（下石神井四丁目に権利をお持ちの方、お住まいの方等44名）
◆実施日：令和5年10月21日（土）（会場開催日）
◆実施方法：来場者によるアンケート+WEBアンケート

ご協力いただき
ありがとうございました

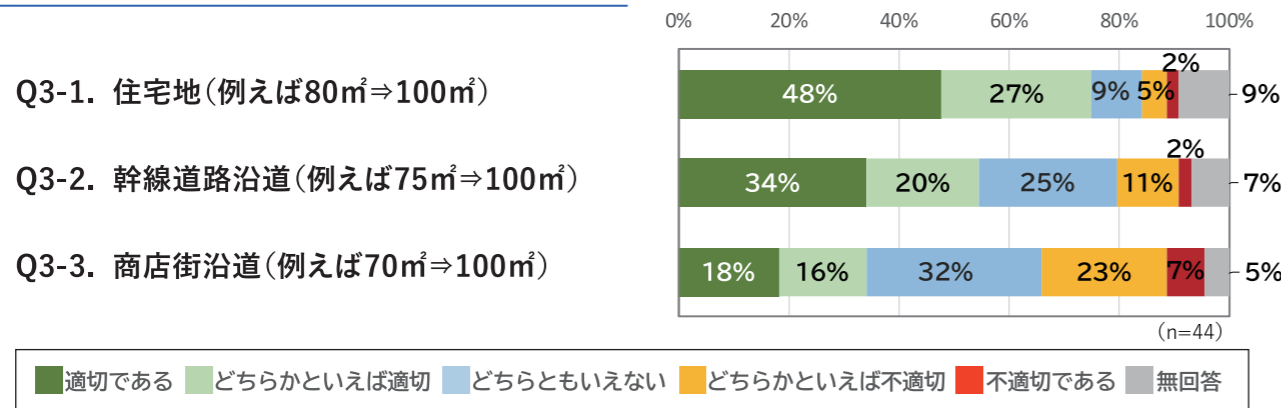


(1) まちの将来イメージ（案）について



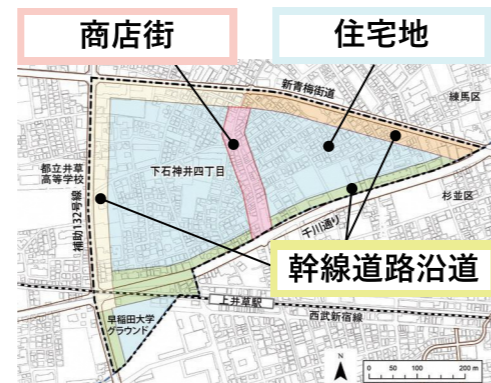
これらのまちの将来イメージを実現するため、必要なまちづくりルール（敷地の最低面積のルール、建築物の形態・色彩・意匠や広告物のルール）についてご意見を伺いました。

(2) 敷地の最低面積のルールについて

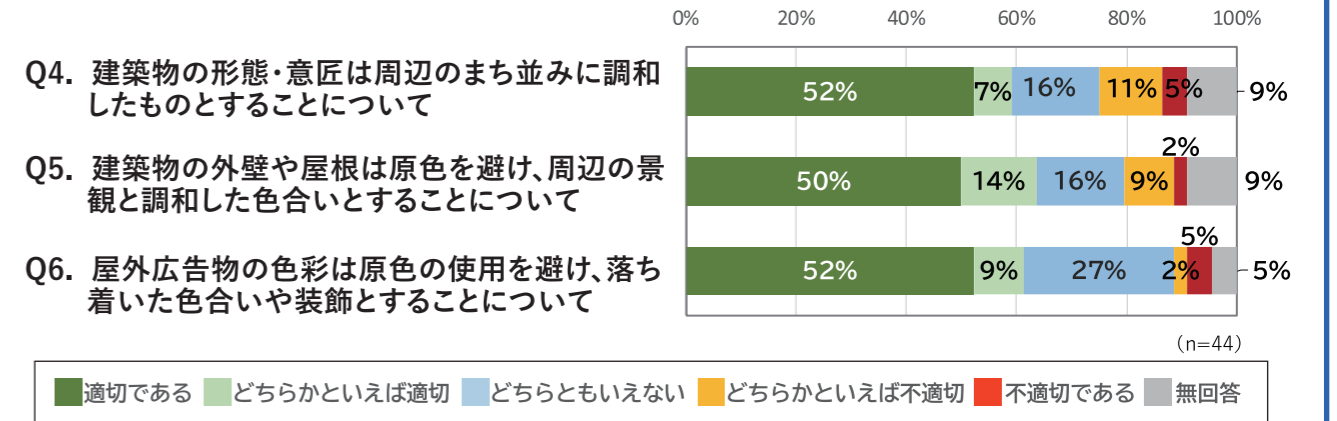


自由意見（主なもの）

- 住宅地は小さな家がたくさん並ぶのは嫌だ。広いほうが良い。
- 商店街は既存で狭いものが多いので、規制は必要ないのではないか。
- 商店街は多少狭い建物が並んでいても、賑わいがあると良い。
- 個人が家を持つハードルが高くなるのは良くないと思う。
- 相続の問題は考えるべき。



(3) 建築物の形態・色彩・意匠や屋外広告物のルールについて



自由意見（主なもの）

- この地区は落ち着いた色が良い。
- あまり派手な色使いは好きではない。
- 京都や鎌倉のような景観にこだわる街ではない。
- 長い時間をかけて街並みを作る意識が大事。

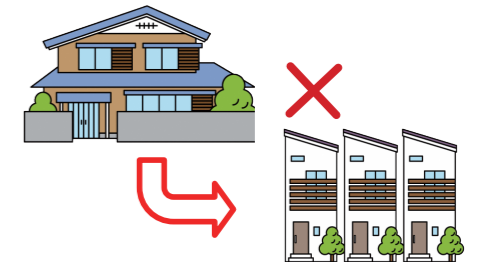


アンケート結果のまとめ

敷地の最低面積のルールについて

住宅地では、現在よりも大きな面積で敷地の最低面積を定めるべき

現敷地をそのまま使用の場合は、建替え可能です。



建築物の形態・色彩・意匠や屋外広告物のルールについて

建築物の形態・意匠は周辺のまち並みに調和したものとすることが必要

建築物の外壁や屋根は原色を避け、周辺の景観と調和した色合いにすることが必要

屋外広告物の色彩は原色の使用を避け、落ち着いた色合いや装飾とすることが必要



アンケート結果の詳細は区のホームページをご覧ください。

練馬 上井草 まちづくり

2次元コード▶

